

個人情報の開示請求等手続きについて

当行は、法第24条2項、第25条、第26条1項、ならびに第27条1項および2項に基づき(以下、これらの手続きを総称して「開示請求等手続」といいます。)ご本人またはその代理人からのご依頼により、以下の要領で開示請求等手続きに対応いたします。なお、法第24条2項に基づき利用目的の通知を希望される場合、及び第27条1項および2項に基づき保有個人データの利用停止等をお申し出の場合は、最寄りの本支店にお申し出下さい。

(1) 開示請求等手続の対象となる保有個人データの項目

氏名、住所、電話番号、生年月日、勤務先(勤務先名または職業・電話番号)、取引残高(科目、口座番号、残高)、取引の履歴に関する情報等

(2) 開示請求等手続の受付窓口

当行本支店の窓口でお申し出いただければ、ご本人であることを確認させていただいたうえで、当行所定の書面をお渡しいたしますので、必要事項をご記入・ご捺印のうえ、当行本支店にご提出ください。

(3) ご提出いただくもの

- ① 保有個人データの「利用目的の通知」・「開示」請求書(法第24条利用目的の通知、25条に基づく開示請求の場合)
- ② 保有個人データの「訂正等」請求書(法第26条1項に基づく訂正・追加・削除の場合)
- ③ 保有個人データの「利用停止等」請求書(法第27条1項に基づく利用停止・消去の場合)
- ④ 保有個人データの「第三者提供の停止」請求書(法第27条2項に基づく第三者提供の停止)
- ⑤ 本人確認のための書類(運転免許証やパスポート等の公的書類)
- ⑥ 法定代理人による開示請求等の場合は、上記⑤に加え代理権があることを確認できる書類
- ⑦ 任意代理人・法定代理人による開示請求等の場合は、当行所定「保有個人データの開示等の請求に関する代理人選届」

(4) 手数料

法第24条2項に基づく利用目的の通知並びに第25条に基づく開示請求の場合は、開示請求時に当行所定の手数料をいただきます。

- ・請求1通につき1,000円(消費税別)

(5) 回答方法

ご本人よりお届けいただいた住所宛に「本人限定受取郵便」にてご郵送する方法により、遅滞なく書面にて回答いたします。なお、代理人によるご依頼の場合であっても、ご本人に直接回答することがございますので、予めご了承願います。

(6) 開示請求等手続きに関して取得した個人情報は、当該手続きのための調査、ご本人ならびに代理人の本人確認、手数料の徴収、および当該開示請求等に対する回答に利用いたします。

(7) 開示しない場合のお取扱いについて

次に定める場合は、開示いたしかねますので、予めご了承願います。開示しないことを決定した場合は、その旨理由を付して通知申し上げます。また開示しなかった場合についても、所定の手数料をいただきます。

- ① ご本人の確認ができない場合
- ② 代理人によるご依頼に際して、代理権が確認できない場合
- ③ 所定の依頼書類に不備があった場合
- ④ 所定の期間内に手数料のお支払がない場合
- ⑤ ご依頼のあった情報項目が、保存個人データに該当しない場合
- ⑥ 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ⑦ 当行の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ⑧ 他の法令に違反することとなる場合